

要望事項（優先順位 八瀬4，左北自治連3）

不法投棄対策

要 旨

（八瀬）

国道367号線や，旧道，登山道，河川等にゴミ，廃材，廃タイヤ等が捨てられたり，道路脇（民地）に放置されたりなど不法投棄が絶えません。

看板の設置では，不法投棄対策とは言えませんので，不法投棄を辞めさせる対策をお願いします。また，民地に捨てられたゴミについても不法投棄として対応していただきますよう，要望いたします。

（左北自治連）

近年，花脊峠および能見峠における不法投棄が後を絶たず，景観を損ねることはもちろん，その不法投棄の処理が山主の大きな負担となっています。不法投棄の防止ならびに不法投棄の処理につきまして行政主導でのご検討をお願いいたします。

回 答

（環境政策局）

不法投棄の防止には，監視していることを不法投棄行為者に気付かせ，不法投棄を思い留まらせることが重要であるため，継続的な啓発看板の設置や，本市及び本市の委託警備業者が，定期的なパトロールを実施するほか，監視カメラの設置が有効であると考えられます。

本市では，繰り返される不法投棄の対策に取り組まれている地域団体に対して，監視カメラの貸出しを行っており，また，町内会や商店街等を単位として美化活動を推進するまちの美化推進住民協定締結団体に対して，物品の給付等の不法投棄防止のための取組の支援を行っておりますので，当該制度を積極的に活用していただければと存じます。

民地につきましては，法令に基づき，その土地の管理者等の責任において清潔を保持することとされておりますので，ご了承ください。なお，排出者の特定に至らない場合は，土地の管理者に撤去をお願いすることになりますので，不法投棄がされにくい環境整備等に御協力いただくようお願いいたします。

今後とも，地域の皆様と一体となって不法投棄対策に取り組んでまいりますので，御協力をお願いいたします。

（建設局）

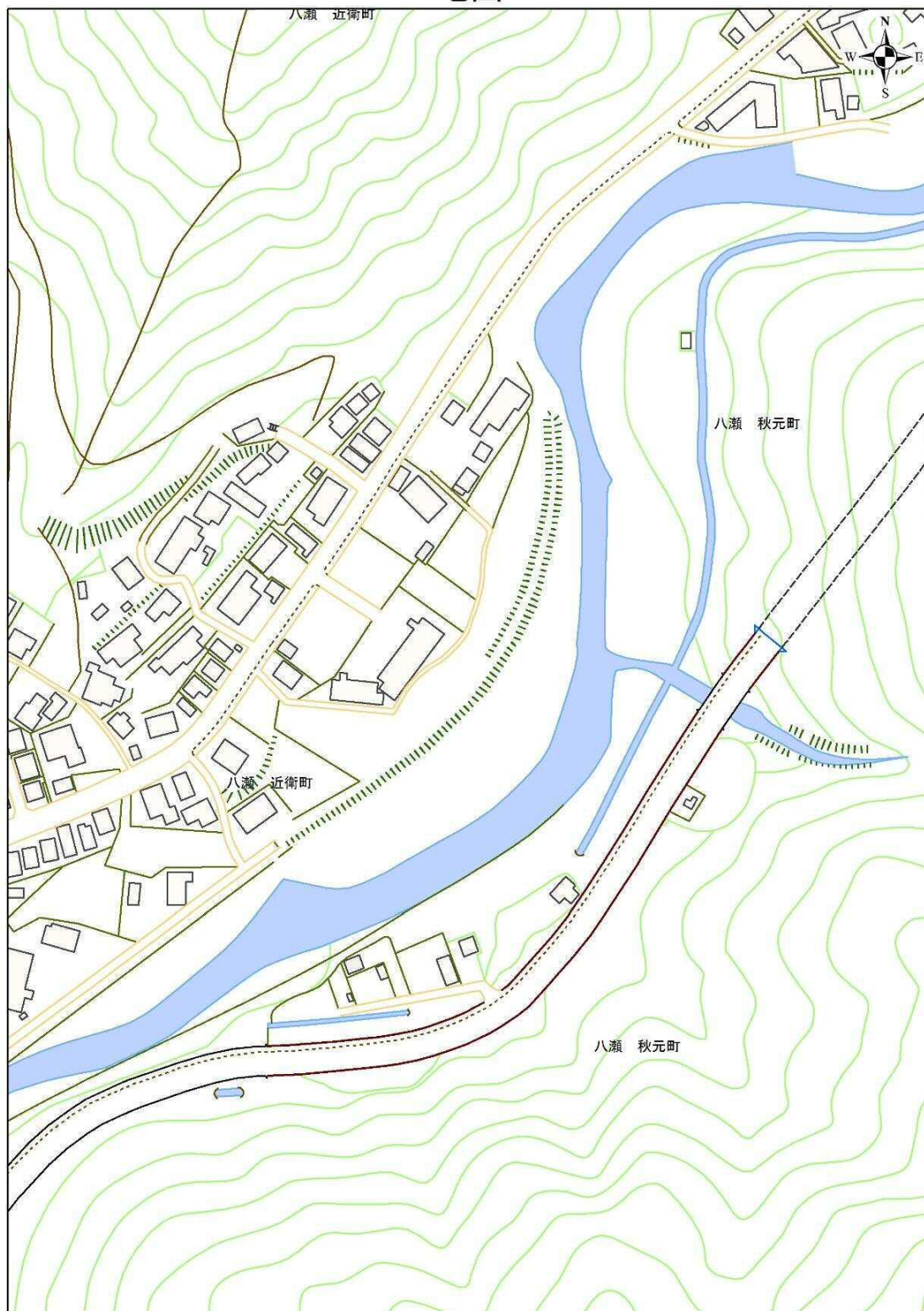
本市の管理する道路，河川等における不法投棄は，各土木事務所の方で対応させていただきますので，御連絡ください。民地での不法投棄は，投棄した者が見つからなければ，土地所有者や管理者の方が処分していただくことが原則となります。土地所有者や管理者の方により，日頃から不法投棄防止策（柵，看板，監視カメラの設置）などを実施いただくようお願いいたします。

(京都府京都土木事務所)

現地の状況を確認しましたが、京都府管理河川である高野川の河川区域内へのゴミ等の放置は確認出来ませんでした。

地図

日付: 2019年7月31日



特記事項:

1:2,000